

摘指憲違 護警付け駆け

首相は反論

安全保障関連法の成立を受け、政府は南スーダンの国連平和維持活動（PKO）に参加している自衛隊の任務に「駆け付け警護」を加えようとしている。安保法のさまざまな問題点が鮮明になった通常国会で、駆け付け警護はどのような議論されたのか。十五週にわたる審議の要点を毎週掲載した「安保国会 論点進行表」から振り返る。（金杉貴雄）

議審国会法保安

が「国や国に準ずる組織」に当たる場合、憲法九条が禁じる海外での武力行使につながる可能性があるため認めていなかった。

審議で、安倍晋三首相は六月に「非政府組織（NGO）の救出、他国のPKO部隊に対する駆け付け警護の任務が可能になる」と必要性を指摘。中谷元・防衛相は一九九四年、ザイル（現コンゴ）のコマで日本（現コンゴ）のNGOから救援要請があったと答弁したが、九月に「個別のNGOから駆け付け警護の要望を確認した」とはないと述べた。

駆け付け警護はPKO参加中の自衛隊が、武装集団に襲われている国連職員や他国部隊のいる離れた場所まで向かい、武器を使って助ける任務。安保法成立前のPKO協力は武装集団

野党側は「活動現場で武

器を持った人が一緒にいるとかえって襲われる」と懸念するNGOの声を紹介。中谷氏は、状況によっては

	6月1日	6月12日	6月22日	7月10日
衆院	中谷防衛相はNGOの近くに武器を持った人がいるとかえって危険との指摘に、「自衛隊がいることで危険が増すケースもあるが、活発に活動できる場合もある」と説明	中谷氏は「自衛隊が現地で国際機関と協力関係を築くためにも必要」と主張 中谷氏は、1994年にザイルで難民に車両を奪われたNGOから自衛隊に救援要請があったと紹介	参考人の宮崎礼壹・元内閣法制局長官が「治安維持活動、他国軍への駆け付け警護と武器使用は、停戦合意が崩れれば、たちまち深刻な混乱を招き、憲法違反の武力行使に至る恐れが大きい」と批判	安倍首相は「訓練し、他国部隊と連絡も強化していくから、(隊員の)安全性は高まっていく」と主張
	参院	8月25日 首相は「駆け付け警護の武器使用は、憲法九条が禁じる武力行使に該当するおそれがある」とされた。今回は、PKO参加5原則が満たされ、派遣先国と紛争当事国の同意を要件にできることにした。この要件が前提なら、国や国に準ずる組織が敵対するものとして登場しない」と説明	9月4日 中谷氏は「個別のNGOから駆け付け警護の要望を確認したことはない。安全活動に期待する団体は過去に存在する」と説明	9月11日 中谷氏は、南スーダンは治安が悪化しており隊員が危険にさらされるとの指摘に「同国で武力紛争は発生しておらず、参加5原則は維持されている」と強調

「駆け付け警護」を論点とした安保関連法審議での主なやりとり

懸念通りの事態も起こり得ると認めた。

参考人として六月二十二日の衆院特別委員会に出席した宮崎礼壹・元内閣法制局長官は駆け付け警護について「停戦合意が崩れれば、憲法違反の武力行使に至る恐れが大きい」と批判した。

首相は八月の審議で「PKO参加5原則が満たされているなどの要件が前提なら、国や国に準ずる組織が敵対するものとして登場しない」と、駆け付け警護で武器を使っても憲法違反にはならないと強調した。PKO参加5原則は①紛争当事者間で停戦合意が成立②受け入れ国を含む紛争当事者が同意③中立的立場の厳守などを掲げている。

審議では、PKOの任務や武器使用目的の拡大にはあまり時間が割かれなかった。駆け付け警護でも、実施の是非はどう判断するのか、隊員の安全は確保できるのか、装備や訓練はどうするのかといった問題は明らかにならなかった。

10/4 476